

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 3 年 2 月 1 6 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 南勢拠点長 坂見 知子

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 南勢・玉城庁舎自家用電気工作物保安管理業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 自) 令和 3 年 4 月 1 日
至) 令和 6 年 3 月 3 1 日
- (4) 履行場所 ① 三重県度会郡南伊勢町中津浜浦 4 2 2 - 1
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所南勢庁舎
② 三重県度会郡玉城町昼田 2 2 4 - 1
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所玉城庁舎
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に当該金額及び
額の 100 分の 10 が相とすは、入札書に記
載された金額を切り消費するに
相当する金額を積もることに
記載する。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 13 年 4 月 1 日付け 13 水研第 65 号）第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 31・32・33 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「建物管理等各種保守管理」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けようとする場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
三重県度会郡南伊勢町中津浜浦 4 2 2 - 1
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所
南勢庁舎管理チーム
電話 0 5 9 9 - 6 6 - 1 8 5 0
F A X 0 5 9 9 - 6 6 - 1 9 6 2
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「南勢・玉城庁舎自家用電気工作物保安管理業務」を記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①にて F A X 送信すること。
- ③ メールによる交付
「南勢・玉城庁舎自家用電気工作物保安管理業務」を記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①にて F A X 送信すること。

業務仕様書

- 1 件名 水産技術研究所南勢庁舎及び玉城庁舎自家用電気工作物保安管理業務
- 2 業務目的 本業務は、当所が設置する自家用電気工作物について、関係法令に基づき維持及び運用に関する保安を確保することを目的とする。
- 3 保安管理業務の対象
保安管理業務の対象は次に掲げる電気工作物とする。
- (1) 事業場の名称 ① 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所南勢庁舎
② 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所玉城庁舎
- (2) 事業場の所在地 ① 三重県度会郡南伊勢町中津浜浦422-1
② 三重県度会郡玉城町昼田224-1
- (3) 電気設備の概要
- | | | | | | | |
|------------|-------------|-----------|------|--------|------|-----------|
| a 需要設備 | ① 設備容量 | 930kVA | 受電電圧 | 6,600V | | |
| | ② 設備容量 | 1,265kVA | 受電電圧 | 6,600V | | |
| b 非常用予備発電機 | ① エネルギー棟 種類 | ディーゼルエンジン | 容量 | 300kVA | 発電電圧 | 6,600V×1台 |
| | ① 取水棟 種類 | ディーゼルエンジン | 容量 | 75kVA | 発電電圧 | 220V×1台 |
| | ② エネルギー棟 種類 | ディーゼルエンジン | 容量 | 315kVA | 発電電圧 | 6,600V×1台 |
| c 発電所 | ① エネルギー棟 種類 | 太陽電池 | 容量 | 30kW | 発電電圧 | 202V×1台 |
| | ① エネルギー棟 種類 | 太陽電池 | 容量 | 10kW | 発電電圧 | 202V×3台 |
- 4 業務期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 業務内容
- 1) 保安管理業務の内容
保安管理業務は、保安規程に基づき、当該電気工作物について、次の各号にかかげる業務を行うものとする。
- ① 電気工作物の維持及び運営が適正に行われるよう、助言又は協議を行うとともに、当該電気工作物の点検、測定及び試験を定期的に行い、技術基準の規定に適合しない項目があるときは、必要な報告、助言を行うこと。
 - ② 電気工作物の事故発生等の場合は、応急措置及び事故原因の探求に協力し再発防止にの為に、とるべき措置を報告、助言し、必要に応じて臨時点検を行うこと。
 - ③ 電気工作物の変更の工事について、設計の審査、工事中の点検及び竣工検査を行い必要な報告助言を行うこと。
 - ④ 直流電源盤・発電装置始動用のバッテリーにバッテリー液の補充を行うこと。
 - ⑤ 法令に定める官庁検査の立合いを行うこと。
 - ⑥ 太陽光発電装置電源と電力会社との連系運転状態確認を行うこと。
 - ⑦ 構内電柱架線点検(高圧・低圧)・樹木等接触が無いことの確認を行うこと。
 - ⑧ 低圧配電盤(1面4枚)の換気フィルター清掃・取替(予備品あり)を行なうこと。
 - ⑨ 庁舎2階監視盤に出力表示・バッテリー切替作動・異常が無いことの確認を行うこと。
- 2) 点検種別及び点検内容
- ① 月次定期点検…毎月1回 点検内容は別表1のとおりとする。
 - ② 年次定期点検…毎年1回 点検内容は別表1のとおりとする。
*年次点検Ⅰまたは年次点検Ⅱのいずれを実施するかについては、甲及び、乙の協議のうえ決めるものとする。
また、年次点検は当該月の月次点検を含みます。
 - ③ 臨時点検………異常が発生した場合等、必用に応じて行う点検、測定及び試験
 - ④ 工事中の点検…工事期間中、週1回の工事中の点検
- ※別紙点検、測定及び試験の基準に従い点検等を実施すること。

3) 点検・測定及び試験の一部又は全部の実施を除外する電気工作物

電気工作物の種類	除外する点検、測定及び試験
消防設備、昇降設備のように取扱いに法令で定める特定の資格を要するもの及び電子機器又は電子部品等を内蔵し、取扱に専門の技術を要するもの	主開閉器から各機器の1次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗測定(実施可能なものに限る)以外の点検、測定及び試験
移動して使用する電気機器及びこれに属する電線	常時、電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれているもの以外のものの点検、測定及び試験
密閉防爆型機器等のように構造上点検できない機器	外観点検及び絶縁抵抗測定以外の点検、測定及び試験
発電所及び非常用予備発電装置の原動機、非常用予備電源の蓄電池並びにこれらの付属装置	「別表第1」の点検、測定及び試験の基準で実施可能なもの以外の点検、測定及び試験並びに分解整備、排ガス測定等、機械整備に属するもの
上記以外に点検が困難な設備	点検者の立ち入りが著しく困難な設備の点検、測定及び試験

4) 適用法令及び中部近畿保安監督部長への申請、届出等

① 適用法令等

契約の履行にあたって、次の関係法令等に基づいて業務を行うものとする。

- a 電気事業法
- b 労働安全衛生法

② 中部近畿保安監督部長への申請、届出等

- a 契約の履行上必要な中部近畿保安監督部長への申請、届出等の諸手続きは、受託者は委託者の要請を受けて速やかに行うものとする。

なお、必要に応じて受託者は委託者に対し、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きに関する助言を行うこと。

- b 前項の申請・届出に対して2か月以内に承認が得られなかった場合又は契約期間内に受託者に起因して、承認が取り消された場合は、委託者は契約を解除できるものとする。

5) 機械器具の保有

- ① 受託者は電気事業法施行規則第52条の2に定められた機械器具を有していること。
- ② 受託者が業務に使用する測定機器は国家基準を満たした方法で校正・誤差試験を実施すること。
- ③ 前項の測定機器の校正・誤差試験の記録は委託者の求めがあったとき、直ちに開示しなければならない。
又、合格品は校正試験合格シールを添付し実施日を明示すること。

6) 安全管理

① 安全の確保

業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

② 単独作業の禁止

高圧電路の停電、送電操作を伴う作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は安全の確保のため監視者において複数で作業を実施すること。

③ 防護具、保護具の使用

受託者は高圧近接作業を行う場合は適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用しなければならない。

そのために必要な適正な防護具、保護具を常備しなければならない。

受託者は防護具、保護具の定期自主検査(6か月に1回以上)を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。

又、その記録は委託者の求めがあったとき直ちに開示しなければならない。

7) 電気事故時における対応及び体制

- ① 受託者は電気事故等、緊急時の連絡体制について明確にする。
- ② 受託者は、風水害・雷害の被害が予測される場合には迅速な対応が出来る体制であること。

8) 点検結果の報告

- ① 委託者(事業場)への報告
点検結果(事故・災害時の臨時点検も含む)を点検後速やかに報告すること。

9) 保安教育

- ① 委託者の要請に応じて、委託者の職員に対して電気安全等に関する講習会を行うこと。
- ② 講習会は、電気安全の他、電気事業法の改正内容等を含むこと。

10) その他

- ① 受託者は省エネルギーに関する検討を行い、有効と判断される場合は委託者に対して提案すること。
- ② 委託者の施設において重要な行事等が実施される場合は、委託者の要請に応じて、事前の臨時点検及び行事中の点検を実施すること。

6 その他 詳細については委託者の指示に従い行うものとする。

【別表1】

点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
引込設備	引込線	外観点検	○	○	○	必要の都度
	区分開閉器	絶縁抵抗測定			○※1	
	電線、支持物、ケーブル	放電雑音チェック		○		
受電設備 (二次変電設備)	遮断器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	高圧負荷開閉器	絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価度試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
	内部点検			○※2		
	放電雑音チェック		○			
	温度チェック	○	○	○		
	母線、計器用変成器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	断路器、電力用ヒューズ、 避雷器、電力用コンデンサ、 リアクトル、その他機器	絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
絶縁抵抗測定				○※1		
絶縁油透明度チェック				○※3		
絶縁油酸価度試験				○※3		
絶縁油破壊電圧試験				○※3		
内部点検				○※3		
放電雑音チェック			○			
温度チェック	○	○	○			
受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	電圧・電流測定	○	○	○		
	絶縁抵抗測定			○※1		
	継電器の動作試験			○※1		
	継電器との結合動作試験			○※1		
	放電雑音チェック		○			
温度チェック	○	○	○			
接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	接地抵抗測定		○※4	○※4		
構造物・配電設備 (受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等)	外観点検	○	○	○	必要の都度	
蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	比重測定	1回/年	○	○		
	液温測定	1回/年	○	○		
	電圧測定	1回/年	○	○		

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
負荷設備	電動機、電熱器 電気溶接機 その他の電気機器類	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○※8	○※8	○※8	
		絶縁抵抗測定			○※1.6	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
		温度チェック	○	○	○	
		漏洩電流測定	○※5	○※5		
		配電線路の電線等 及び支持物	絶縁監視	○※7	○※7	
非常用予備発電装置	ガスタービン及び 附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	内燃機関及び 附属装置	起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
	接地抵抗測定		○※4	○※4		
	遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ			受電設備と同じ	
発電所	ガスタービン及び 付属装置内燃機関 及び付属装	外観点検	○		○	必要の都度
		起動試験	○		○	
	発電機及び励磁装置 太陽電池及び付属装置 燃料電池及び付属装置 接地装置	外観点検	○		○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		接地抵抗測定			○※4	
		遮断器・開閉器 その他の電気機器	受電設備と同じ			受電設備と同じ

注(1)月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

(2)※5を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で漏えい電流を測定します。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。

(3)※8を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとします。

(4)年次点検Ⅰは無停電で行う点検で、年次点検Ⅱは停電をして行う点検をいいます。なお、年次点検Ⅰを実施する場合は3年に1回は年次点検Ⅱを行うものとします。

年次点検Ⅰは、信頼性が高い設備で、年次点検Ⅱと同等と認められる次の各項目が1年に1回以上行われている場合に実施いたします。

ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。

イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下である。

ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。

エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常である。

オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。

(5)※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。

(6)※2を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとします。

ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

(7)※3を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過毎に、20年を超えたも

のは3年経過毎にそれぞれ行うものとしします。

ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとしします。

※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

(8)※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。

(9)※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。

(10)※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検, 年次点検実施時、誤差試験を年1回行うものとしします。